

病児保育事業における要件の緩和

平成28年9月6日

兵庫県多可町

病児・病後児保育事業の現状と課題

地方創生・子育て支援のための提案

兵庫県多可町長 戸田善規



わが国において共働き世帯数は1980年代後半から急速に増加し、特に頼れる身内が近隣にいない共働き家庭が増えている。このようななか仕事と子育ての両立は難しく、看護休暇も普及していない現在の日本においては、病児・病後児保育はニーズの高い保育サービスの一つとなっている。

病児・病後児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

①病後児保育事業の課題

多可町では平成22年度から「みどり保育所(現・みどりこども園)」において病後児保育事業に取り組んでいる。利用できるのは病気の回復期にある児童ということで、利用のしにくさから年間延べ利用数が10人程度にとどまっている。平成26年度の利用実績では、兵庫県内20施設のうち利用数が20人以下の施設は6施設であった。全国的に見ても、病後児保育の利用人数は、病児保育に比べて6分の1以下の数字となっている。

平成26年度までは補助要件が年間延べ利用人数10人以上とされており、多可町の場合、過去5年間のなかで2回も10人に達しなかった。看護師1名と保育士1名を配置しているにもかかわらず、補助金を2回(2年)受けることができず、実施主体としては非常に厳しい状況である。平成27年度から基本分は補助されるようになったものの金額自体が少なく、補助金額の見直し、もしくは看護師等配置要件の緩和を検討していただきたい。

※病後児保育事業の補助金額

基本分	1カ所あたり	年額	2,006,000円
加算分	1カ所あたり	年額	401,000円(10~49人)
			2,207,000円(50~199人)
			3,109,000円(200~399人)
			5,015,000円(400~599人)
			6,820,000円(600~799人)
			8,726,000円(800~999人)

1,000人以上の加算額は省略

負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

②病児保育事業の課題

平成25年度に「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究班」が全国の病児・病後児保育施設に行ったアンケート調査結果によると、病児対応型・病後児対応型ともに、すべての施設型において運営収支の平均値・中央値ともにマイナス(赤字)であった。

自施設の病児・病後児保育運営上困っている課題

- 病児対応型 「利用児童数の日々の変動」(65%)
「当日利用のキャンセル」(50%)
「人件費等採算(赤字)」(40%)
- 病後児対応型 「利用が少ない」(43%)

病児保育事業の補助金額

基本分	1カ所あたり	年額	<u>2,417,000円</u>
加算分	1カ所あたり	年額	504,000円(10～49人)
			2,518,000円(50～199人)
			4,280,000円(200～399人)
			<u>6,294,000円(400～599人)</u>
			7,804,000円(600～799人)
			9,818,000円(800～999人)

1,000人以上の加算額は省略

負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

兵庫県下(神戸市を除く)で病児保育を実施している15施設の平均利用数は420人であり、平均定員は4.6人である。実施要件として、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することになっているので、平均値で試算すると8,711千円の補助金で看護師等1名と保育士2名を雇用しなければならないことになり、その他の運営経費も含めると、実施主体にとってはかなり厳しい経営となることは間違いない。現状は実施主体に対する補助金額が少なく、多くの施設が赤字経営を強いられているので、補助金額の見直しと保育士等配置要件の緩和を要望する。

少子高齢、男女共同参画社会の進展における保護者ニーズを満たすには、地域を問わず病児保育対応型施設数の更なる増加が望まれるが、現状の補助金制度では新規参入がなかなかしにくい状況である。地方創生のためには若者が多く住み、若者の子育て支援を充実していくことが不可欠である。病児保育を行う事業者が赤字経営にならないような補助金の仕組みを考えるとともに、今後、より一層の子育て支援施策の充実に期待したい。

【参考】病児・病後児保育事業

主に就労家庭の子どもが病気の際に一時的に保育看護を実施することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とした事業。

以下、病児・病後児保育事業実施要綱(厚生労働省)3事業類型から

- (1) **病児対応型**: 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
- (2) **病後児対応型**: 児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
- (3) **体調不良児対応型**: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。